

令和4年第1回国東市議会定例会 提出議案

承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度国東市一般会計補正予算第11号)	P 1
報告 第1号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 3
報告 第2号	債権放棄の報告について	P 5
議案 第1号	令和3年度国東市一般会計補正予算(第12号)	P 7
議案 第2号	令和3年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第2号)	P 8
議案 第3号	令和3年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	P 9
議案 第4号	令和3年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第2号)	P 10
議案 第5号	令和3年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	P 11
議案 第6号	令和3年度国東市水道事業特別会計補正予算(第3号)	P 12
議案 第7号	令和3年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	P 13
議案 第8号	令和3年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第2号)	P 14
議案 第9号	令和3年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第5号)	P 15
議案 第10号	令和4年度国東市一般会計予算	P 16
議案 第11号	令和4年度国東市立国東自動車学校特別会計予算	P 17
議案 第12号	令和4年度国東市国民健康保険事業特別会計予算	P 18
議案 第13号	令和4年度国東市介護保険事業特別会計予算	P 19
議案 第14号	令和4年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算	P 20
議案 第15号	令和4年度国東市農業集落排水事業特別会計予算	P 21
議案 第16号	令和4年度国東市水道事業特別会計予算	P 22

議案 第 17 号	令和 4 年度国東市下水道事業特別会計予算	P 2 3
議案 第 18 号	令和 4 年度国東市工業用水道事業特別会計予算	P 2 4
議案 第 19 号	令和 4 年度国東市民病院事業特別会計予算	P 2 5
議案 第 20 号	国東市若者定着奨学金返還支援基金条例の制定について	P 2 6
議案 第 21 号	国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	P 2 8
議案 第 22 号	国東市個人情報保護条例の一部改正について	P 3 3
議案 第 23 号	国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	P 3 4
議案 第 24 号	国東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P 3 5
議案 第 25 号	国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P 3 7
議案 第 26 号	国東市国民健康保険税条例の一部改正について	P 3 8
議案 第 27 号	国東市道路占用料徴収条例の一部改正について	P 4 0
議案 第 28 号	国東市営住宅条例及び国東市公共賃貸住宅条例の一部改正について	P 4 5
議案 第 29 号	国東市行政組織条例の一部改正について	P 4 6
議案 第 30 号	国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 4 7
議案 第 31 号	国東市ふるさと応援基金条例の一部改正について	P 4 8
議案 第 32 号	国東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について	P 4 9
議案 第 33 号	国東市双国高等学校学生寮条例の廃止について	P 5 0
議案 第 34 号	財産の無償貸付について	P 5 1
議案 第 35 号	工事請負変更契約の締結について	P 5 2

議案 第 36 号	指定管理者の指定について (対象施設：本城地区集会所)	P 5 3
議案 第 37 号	指定管理者の指定について (対象施設：国東市西本活性化センター)	P 5 4
議案 第 38 号	市道路線の変更について	P 5 5
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 6
同意 第 1 号	農業委員会委員の任命について	P 5 7
同意 第 2 号	農業委員会委員の任命について	P 5 8
同意 第 3 号	農業委員会委員の任命について	P 5 9
同意 第 4 号	農業委員会委員の任命について	P 6 0
同意 第 5 号	農業委員会委員の任命について	P 6 1
同意 第 6 号	農業委員会委員の任命について	P 6 2
同意 第 7 号	農業委員会委員の任命について	P 6 3
同意 第 8 号	農業委員会委員の任命について	P 6 4
同意 第 9 号	農業委員会委員の任命について	P 6 5
同意 第 10 号	農業委員会委員の任命について	P 6 6
同意 第 11 号	農業委員会委員の任命について	P 6 7
同意 第 12 号	農業委員会委員の任命について	P 6 8
同意 第 13 号	農業委員会委員の任命について	P 6 9
同意 第 14 号	農業委員会委員の任命について	P 7 0
同意 第 15 号	農業委員会委員の任命について	P 7 1

承認 1 件
報告 2 件
議案 3 8 件
諮問 1 件
同意 1 5 件
計 5 7 件

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度国東市一般会計補正
予算第 11 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分
書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

令和3年度国東市一般会計補正予算第11号について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月17日

国東市長 三 河 明 史

報告第1号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年2月15日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 18 日

国東市長 三 河 明 史

記

1 事故の内容

令和 3 年 5 月 12 日午後 3 時 45 分頃、国見町伊美の市道宮ノ沖線において、車両が下水道マンホール蓋上を通過したところ、路面の沈降により突出したマンホールに車両の底部が接触し、装備されていた乗降用電動ステップを破損したもの。なお、運転手や同乗者に怪我はなかった。後日、相手方の車両については修繕することとなった。

2 損害賠償の額 244,640 円

3 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合 8 割の金 244,640 円を支払う。
- (2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4 和解の相手方

報告第 2 号

債権放棄の報告について

国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 20 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和3年度 国東市債権管理条例第20条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課	債権名	放 棄 理 由												合計		
		第20条第1号		第20条第2号		第20条第3号		第20条第4号		第20条第5号		第20条第6号				
		「消滅時効完成」		「限定承認」		「破産免責等」		「強制執行等」		「徴収停止」		「生活困窮状態」				
		件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	
1	上下水道課	水道使用料	2	17,830			2	326,030							4	343,860
2	政策企画課	ケーブルテレビ 施設使用料等	1	7,800											1	7,800
合 計			3	25,630			2	326,030							5	351,660

議案第 1 号

令和 3 年度国東市一般会計補正予算(第 12 号)

令和 3 年度国東市一般会計補正予算(第 12 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 2 号

令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 3 号

令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 4 号

令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)

令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 5 号

令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 6 号

令和 3 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 3 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 7 号

令和 3 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 8 号

令和 3 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 9 号

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 5 号)を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 10 号

令和 4 年度国東市一般会計予算

令和 4 年度国東市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 11 号

令和 4 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算

令和 4 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 12 号

令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 13 号

令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 14 号

令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 15 号

令和 4 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算

令和 4 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 16 号

令和 4 年度国東市水道事業特別会計予算

令和 4 年度国東市水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 17 号

令和 4 年度国東市下水道事業特別会計予算

令和 4 年度国東市下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 18 号

令和 4 年度国東市工業用水道事業特別会計予算

令和 4 年度国東市工業用水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 19 号

令和 4 年度国東市民病院事業特別会計予算

令和 4 年度国東市民病院事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 20 号

国東市若者定着奨学金返還支援基金条例の制定について

国東市若者定着奨学金返還支援基金条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市若者定着奨学金返還支援基金条例

(設置)

第 1 条 本市における就業推進及び定住促進を図ることを目的に、市内事業所に就職した若者に対して市が実施する奨学金返還支援事業に必要な経費の財源に充てるため、国東市若者定着奨学金返還支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的を達するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 特別交付税措置を受け、若者定着奨学金返還支援事業を実施するにあたり、本条例を制定する必要があるので提出する。

議案第 21 号

国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市への子育て世帯の移住を促進するため、市内の空き家住宅を市が借り上げ、利用者に転貸する定住促進空き家活用住宅(以下「空き家活用住宅」という。)の設置及び管理について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家住宅 市内で現に利用されていない住宅又は利用されなくなることが確実な住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 空き家活用住宅 市内にある空き家のうち、所有者との賃貸借契約により市長が借り上げ、第 5 条に規定する者に対して転貸する住宅をいう。
- (3) 子育て世帯 世帯の構成員に 18 歳未満(当該年度 4 月 1 日時点の年齢)の子どもがいる世帯をいう。
- (4) 所有者 空き家活用住宅の所有権又は売却若しくは賃貸を行うことのできる権利を有する者をいう。
- (5) 利用者 市長と賃貸借契約を締結して空き家活用住宅を利用する者をいう。
- (6) 同居者 利用者と共に空き家活用住宅を利用する者をいう。

(設置)

第 3 条 空き家活用住宅を別表のとおり設置する。

(管理)

第 4 条 空き家活用住宅は、市長が管理する。

(利用者の資格)

第 5 条 空き家活用住宅を利用することができる者は、次の条件を具備する者でなけ

ればならない。

- (1) 国東市に居住する意思のある子育て世帯の者で、次のいずれかに該当するものその他市長が適当と認める者
 - ア 市外から転入しようとする者
 - イ 市外から転入してから6箇月以内の者
 - (2) その者及び同居者が、市税等(国民健康保険税を含む。)を滞納していない者
 - (3) その者及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下「暴力団員」という。)でない者
- (利用の申込み及び決定)

第6条 前条に規定する利用資格のある者で、空き家活用住宅を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に利用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により利用の申込みをした者を空き家活用住宅の利用者として決定し、その旨及び当該空き家活用住宅を利用することができる日(以下「利用決定日」という。)を当該利用者として決定された者(以下「利用決定者」という。)に対して書面によって通知するものとする。

(利用者の選定)

第7条 市長は、利用の申込みをした者の数が、利用させるべき空き家活用住宅の戸数を超える場合は、抽選その他公正な方法により利用者を選定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により選定する場合において、空き家活用住宅の所在する地域の代表者からの意見を聞くことができる。

(利用の手続)

第8条 利用決定者は、決定の通知のあった日から15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 連帯保証人(当該利用決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるものをいう。)の自署する賃貸借契約書を提出すること。
 - (2) 第13条第1項に規定する敷金を納付すること。
- 2 市長は、利用決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取り消すことができる。
 - (1) 利用の申込みに関する書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - (2) 前項に規定する期間内に同項に規定する利用の手続をしないとき。

(賃貸借契約)

第9条 空き家活用住宅における賃貸借契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約(以下「定期借家契約」という。)とする。

(家賃の額及び変更)

第10条 空き家活用住宅の家賃は、月額25,000円とする。

- 2 市長は、経済情勢、公租公課等の変動などにより必要が生じたときは、利用期間中

であっても、所有者及び利用者と協議の上家賃を変更することができる。

(家賃の納付)

第 11 条 市長は、利用決定日から契約満了又は解除までの間、利用者から家賃を徴収する。

2 利用者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、12 月分については 12 月 25 日までとする。

3 利用期間が 1 箇月に満たない月の家賃は、日割計算による。この場合において、算出した合計額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

4 利用者が第 22 条に規定する手続を経ないで空き家活用住宅を立ち退いたときは、第 1 項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の督促)

第 12 条 家賃を前条第 2 項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国東市債権管理条例(平成 25 年国東市条例第 1 号)第 9 条の規定にかかわらず、同条例第 11 条第 1 項の例により、遅延損害金を納付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により督促したにもかかわらず、利用者が 3 箇月以内に家賃を納付しないときは、定期借家契約を解除し、利用者に対し空き家活用住宅の明渡しを請求することができる。

(敷金)

第 13 条 市長は、空き家活用住宅における定期借家契約から生ずる債務の担保として、利用者から利用決定日における家賃の 3 箇月分に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

2 市長は、利用者が空き家活用住宅における定期借家契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその弁済に充てることができる。この場合において、利用者は、空き家活用住宅を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができない。

(禁止事項)

第 14 条 利用者は、空き家活用住宅の賃借権を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、空き家活用住宅を故意に損傷してはならない。

3 利用者は、空き家活用住宅の使用に当たり次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

- (2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- (3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (4) 電器製品等の操作により大音量を発すること。
- (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、周辺の環境を乱し、又は周辺に迷惑を及ぼす行為をすること。

(契約期間中の修繕)

第 15 条 市長は、利用者が空き家活用住宅を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、利用者の責めに帰すべき事由により必要となったものは利用者が負担し、その他のものは所有者が負担するものとし、所有者又は利用者は、市長の請求があったときは、速やかにこれを支払わなければならない。ただし、市長、所有者及び利用者の間において、市長が別に定める「(3 者間用)国東市定住促進空き家活用住宅賃貸借契約書」を締結した場合は、市長は修繕義務を負わない。

2 市長が別に定める軽微な修繕については、利用者が自らその費用を負担して行うものとする。

(原状の変更)

第 16 条 利用者が、機能向上のために空き家活用住宅の原状を変更しようとするときは、あらかじめ所有者及び市長の承認を得なければならない。

(利用者の費用負担)

第 17 条 第 15 条に規定するもののほか、利用期間中の次の各号に掲げる費用は、利用者が負担しなければならない。

- (1) 機能向上のための原状の変更に要する費用
- (2) 電気、ガス、水道、下水道等の使用料
- (3) 汚物、塵埃及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用
- (4) 建物及び利用敷地に係る除排雪に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、居住に要する経費

(契約の解除)

第 18 条 市長は、利用者又は同居者が次の各号に掲げる行為を行ったとき又は次の要件に該当すると認められるときは、定期借家契約を解除し、利用者に対し空き家活用住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 第 14 条から前条までの利用者が遵守すべき事項に違反し、定期借家契約を継続することが困難であると認められるとき。
- (2) 犯罪行為等により警察の介入を生じさせる行為を行ったとき。
- (3) 暴力団員であると判明したとき。
- (4) 前号に掲げる者の事務所又は宿泊所として使用したとき。
- (5) 不正の行為によって入居したとき、又は入居後に不正の行為を行ったとき。
- (6) 地域社会の平穏を阻害する行為をしたとき。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第 19 条 空き家活用住宅の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが利用者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、市長及び利用者は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

2 空き家活用住宅の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは利用者が賃借をした目的を達することができないときは、利用者は、定期借家契約を解除することができる。

(契約の終了)

第 20 条 定期借家契約は、空き家活用住宅の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(住宅の検査)

第 21 条 利用者は、空き家活用住宅を明け渡そうとするときは、7 日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

住宅の名称	所在地
上治郎丸住宅	国東市国東町治郎丸 1178 番地 1
綱井住宅	国東市国東町綱井 1578 番地
瀬戸田上住宅	国東市安岐町瀬戸田 1259 番地 2

提案理由 総務省の過疎対策事業である定住促進空き家活用事業を活用して、国東市が改修した空き家物件を貸し出すにあたり、本条例を制定する必要があるため提出する。

議案第 22 号

国東市個人情報保護条例の一部改正について

国東市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市個人情報保護条例の一部を改正する条例

国東市個人情報保護条例(平成 18 年国東市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項」に改め、同条第 7 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「(平成 15 年法律第 57 号)」を削る。

第 37 条第 1 項中「第 1 項」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)の公布に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)の廃止等が行われることから、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 23 号

国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国家公務員等の時間外勤務縮減等に向けた措置を踏まえ、職員の時間外勤務命令の上限を定めるにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第24号

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月15日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の育児休業等に関する条例(平成18年国東市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第9条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由 国家公務員の育児休業等に係る措置を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務付けを行うにあたり、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 25 号

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年国東市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(11) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第12条 第2条第11号の手当は、道路、河川等において、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において行う巡回監視又は重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下この項において「応急作業等」という。)に従事した職員に対し、巡回監視は1日につき350円、応急作業等は1日につき530円を支給する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国、県及び県内他市との均衡を図るため、災害応急作業等に従事する職員に対する特殊勤務手当を創設するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第26号

国東市国民健康保険税条例の一部改正について

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月15日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例(平成18年国東市条例第69号)の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第5条の2第1号中「第21条」を「第21条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,270円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,450円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,900円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,185円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,975円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,950円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第5項中「第21条」を「第21条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)並びに附則第5項から第7項まで及び第9項から第16項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第253号)の公布に伴い、国民健康保険税の未就学児に対する均等割を減額するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 27 号

国東市道路占用料徴収条例の一部改正について

国東市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

国東市道路占用料徴収条例(平成 18 年国東市条例第 207 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 占用の期間が 1 月未満である場合においては、前 2 号の規定により算定した額に 100 分の 110 を乗じるものとする。

第 3 条第 1 項ただし書中「4 月 30 日」を「5 月 31 日」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占有物件		占有料	
		単位	料金
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1 年	610
	第2種電柱		940
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		550
	第2種電話柱		880
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		55
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	5
	地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	540
地下に設ける変圧器	占有面積1平 方メートル につき1年	330	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱			460
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	590
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			33
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			49
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			66
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			99
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			330
	外径が1メートル以上のもの			660
第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 (ただし、自動運行補助施設は除く。)			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		
		階数が3以上のもの		
	上空に設ける通路	300		

	地下に設ける通路			180
	その他のもの			1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき1年	880
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	59
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
		その他のもの		300
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				110

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	

	上空に設けるもの	Aに0.023を 乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.033を 乗じて得た 額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用物件の各年度の占用料の額は、占用物件ごとにこの条例による改正後の国東市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)により算出した占用料の額が前年度の占用料の額(前年度における占用の期間が各年度における占用の期間と異なる場合にあっては、当該前年度における占用の期間に代えて各年度における占用の期間を用いて算出した占用料の額。以下同じ。)に100分の120を乗じて得た額を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、当該前年度の占用料の額に100分の120を乗じて得た額とする。

提案理由 道路法施行令(昭和27年政令第479号)及び大分県道路占用料徴収条例(昭和51年大分県条例第38号)の一部改正に伴い、占用料の額が改定されたため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 28 号

国東市営住宅条例及び国東市公共賃貸住宅条例の一部改正について

国東市営住宅条例及び国東市公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市営住宅条例及び国東市公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(国東市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 国東市営住宅条例(平成 18 年国東市条例第 213 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 鬼籠団地の部中「3 戸」を「2 戸」に改め、田深団地の部木造の項中「9 戸」を「7 戸」に改め、糸原住宅の部中「3 戸」を「2 戸」に改め、計の部中「635 戸」を「631 戸」に改める。

(国東市公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 国東市公共賃貸住宅条例(平成 18 年国東市条例第 214 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 堺団地の項中「3 戸」を「2 戸」に改め、櫛来団地の項中「3 戸」を「1 戸」に改め、計の項中「86 戸」を「83 戸」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 老朽化した市営住宅及び公共賃貸住宅の用途廃止をするにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 29 号

国東市行政組織条例の一部改正について

国東市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市行政組織条例の一部を改正する条例

国東市行政組織条例(平成 24 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条総務課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条政策企画課の項に次の 1 号を加える。

(8) 市の情報システムの管理及び運用に関すること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 令和 4 年度行政組織の見直しにより、本条例の一部を改正する必要がある
るので提出する。

議案第 30 号

国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「2 人」の次に「(利用者の支援に支障がない場合であって、市長が特別に認めたときは、1 人)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 放課後児童クラブに配置する放課後児童支援員の配置基準を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 31 号

国東市ふるさと応援基金条例の一部改正について

国東市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

国東市ふるさと応援基金条例(平成25年国東市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条中「規則に定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 国東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画の基本目標の達成に資する事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国東市ふるさと応援基金条例第 6 条の規定は、この条例の施行日以後に処分する基金について適用し、同日前に処分する基金については、なお従前の例による。

提案理由 企業版ふるさと納税の寄付金を基金へ積み立てる場合は、当該基金の設置根拠となる条例に事業名を記載し、当該基金の用途が特定のもののみ限定されることを明確に定めなければならないことから、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 32 号

国東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について

国東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

国東市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成 28 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「含む。)」の次に「又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国東市消費生活センターに配置する消費生活相談員の配置基準を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 33 号

国東市双国高等学校学生寮条例の廃止について

国東市双国高等学校学生寮条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市双国高等学校学生寮条例を廃止する条例

国東市双国高等学校学生寮条例(平成 18 年国東市条例第 103 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 大分県立国東高等学校双国校の閉校に伴い、本条例を廃止する必要がある
るので提出する。

議案第 34 号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

1 財産の表示

建物

施設 の 名 称	旧オレンジ保育所
所 在 地	国東市国東町原 2129 番地
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造平屋建 530 平方メートル
無償貸付の相手方	
住 所	国東市国東町富来浦 1603 番地
団 体 名	一般社団法人 福聚荘
代 表 者	代表理事 森 秀映

2 貸付の目的

地域の活性化及び市有財産の有効活用を図るため、旧オレンジ保育所の建物を無償で貸し付けるもの。

3 貸付の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

議案第 35 号

工事請負変更契約の締結について

次のように工事請負変更契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年国東市条例第 63 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 令和 2 年度 繰越
国東市光化高度無線環境整備推進事業
国見工区他整備工事 |
| 2 変更請負金額 | 2, 0 4 0, 8 7 7, 3 0 0 円 |
| 3 今回変更による増額 | 4 9, 7 6 1, 8 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 福岡県福岡市博多区千代 2 - 1 5 - 1 2
企 業 名 日本コムシス株式会社 九州支店
代表者氏名 上村 幸太郎 |

提案理由 令和 2 年度 繰越 国東市光化高度無線環境整備推進事業 国見工区他整備工事の工事内容に変更が生じたため、工事内容の変更を行い、それに伴う工事費増額の変更契約を行う必要があるので提出する。

議案第 36 号

指定管理者の指定について(対象施設：本城地区集会所)

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
本城地区集会所

- 2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国見町伊美 3486 番地
本城区本城組
代表 深蔵 信俊

- 3 指定管理者に指定する期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 本城地区集会所の指定管理者として、引き続き「本城区本城組」を指定したいので提出する。

議案第 37 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市西本活性化センター)

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市西本活性化センター

- 2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市安岐町西本 801 番地
西本区
区長 河野 策一

- 3 指定管理者に指定する期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市西本活性化センターの指定管理者として、引き続き「西本区」を指定したいので提出する。

議案第 38 号

市道路線の変更について

市道の路線を下記のとおり変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

路線 番号	旧新 別	路線種別 路線名	起点	終点	備 考
2679	旧	その他市道 川原田旦過線	国東市国東町安国 寺字供重 8 0 0 番 地先	国東市国東町安国 寺字川原田 8 1 8 番地先	L=107.30m
	新		国東市国東町安国 寺字川原田 8 0 4 番 5 地先	国東市国東町安国 寺字川原田 8 1 8 番地先	L=54.70m
4239	旧	その他市道 エノコ線	国東市安岐町山口 字前 3 6 2 7 番 1 地先	国東市安岐町山口 字エノコ石 3 5 8 4 番 3 地先	L=447.10m
	新		国東市安岐町山口 字前 3 6 3 9 番 4 地先	国東市安岐町山口 字エノコ石 3 5 8 4 番 3 地先	L=446.40m

提案理由 他の市道の改良工事に伴い、市道川原田旦過線及びエノコ線の取付部を変更したことから、これらの路線の起点の位置を変更する必要があるので提出する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国見町

氏 名 やまぐち 山口 まきこ 真喜子

生年月日

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 6 月 30 日に田本ひとみ委員の任期が満了するため、次期委員候補者として山口真喜子氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

同意第 1 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 なかしま えつお
中島 悦夫

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に竹田津誠一委員の任期が満了するため、次期委員に中島悦夫氏を任命することについて、議会の同意を求める。

同意第2号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 あきくに たかみ
秋國 崇己

生年月日

区 分 認定農業者等

令和4年2月15日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和4年3月31日に秋國崇己委員の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を求める。

同意第3号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市武蔵町

氏 名 よしもと ただふみ
吉本 忠史

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和4年2月15日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和4年3月31日に灘波修一委員の任期が満了するため、次期委員に吉本忠史氏を任命することについて、議会の同意を求める。

同意第 4 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 ふじわら しろう
藤原 史郎

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に河野一委員の任期が満了するため、次期委員に藤原史郎氏を任命することについて、議会の同意を求める。

同意第 5 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 ふじもと とおる
藤本 徹

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に藤本徹委員の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を求める。

同意第 6 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 いしまる こういち
石丸 浩一

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に岐部佳光委員の任期が満了するため、次期委員に石丸浩一氏を任命することについて、議会の同意を求める。

同意第7号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 杵築市

氏 名 さと 佐藤 つかさ 司

生年月日

区 分 認定農業者等

令和4年2月15日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和4年3月31日に佐藤司委員の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を求める。

同意第 8 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 まつばら まさゆき
松原 雅之

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に富貴博義委員の任期が満了するため、次期委員に松原雅之氏を任命することについて、議会の同意を求める。

同意第9号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 うえはら たかお
上原 隆生

生年月日

区 分 認定農業者等

令和4年2月15日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和4年3月31日に上原隆生委員の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を求める。

同意第 10 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 とよだ せいゆう
豊田 聖祐

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に藤川利博委員の任期が満了するため、次期委員に豊田聖祐氏を任命することについて、議会の同意を求める。

同意第 11 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 いちまる まさのり
一丸 正徳

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に一丸正徳委員の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を求める。

同意第 12 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市武蔵町

氏 名 もり 森 まこと 信

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に野原光明委員の任期が満了するため、次期委員に森 信氏を任命することについて、議会の同意を求める。

同意第 13 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 やすまつ まさこ
安松 マサ子

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に安松マサ子委員の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を求める。

同意第 14 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 とくまる あけみ
徳丸 明美

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に徳丸明美委員の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を求める。

同意第 15 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 きさの 笹野 きよこ 喜代子

生年月日

区 分 利害関係を有しない者

令和 4 年 2 月 15 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 4 年 3 月 31 日に笹野喜代子委員の任期が満了するため、再任することについて、議会の同意を求める。